平成２３年（フ）第３５４号
神奈川県秦野市今泉448番地の６　テラスハウス翔１号
債務者　鈴木　妙恵
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９１号
神奈川県秦野市並木町４番５号　ロワールＢ102号
債務者　上原　勇作
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４２３号
神奈川県中郡二宮町二宮403番地の16　グレイス103号
債務者　遠藤　幸代
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７３号
京都府亀岡市大井町小金岐２丁目16番17号
債務者　鶴田　継信
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
堺市北区蔵前町３丁７番10号
債務者　西口佐知子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６９号
堺市堺区新在家町西３丁２番24号
債務者　才料　邦善
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１３号
大阪府松原市河合１丁目571番地の１
債務者　笹　　正博
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０２２号
堺市堺区栄橋町２丁２番21号　ヴィレジアＯＫ303号、前住所堺市西区浜寺諏訪森町西１丁11番地４　エクセル諏訪森505号
債務者　黒田留美子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０５７号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地12棟407号
債務者　種村工務店こと　種村　秀雅
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０７２号
大阪府富田林市向陽台４丁目１番４―206号
債務者　塩川智香子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４７号
堺市西区浜寺諏訪森町東３丁368番地１　メゾン・ド・スワＡ202号
債務者　坂本　　悠
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１５８号
堺市中区深井畑山町434番地19
債務者　岡本　葉子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１９２号
大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目974番地の１
債務者　北浦　　享
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２１２号
堺市中区東山812番地２
債務者　林　　渚（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２２３号
大阪府柏原市堂島町２番17―404号
債務者　野崎　洋司
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２３２号
堺市中区宮園町３番２―308号
債務者　林　　近則
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
北海道滝川市朝日町東２丁目５番28号ハイツＴＡＮＡＫＡ10号室
債務者　高澤　　昇
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係